

林産物部会に関する野村総研調査事項一覧

2. 中国におけるくん蒸の現状把握

- ✓ 中国燻蒸施設の現状把握 P.39
- ✓ 中国輸入原木検疫規定の把握 P.42
- ✓ 諸外国の先行事例の把握 P.44
- ✓ 日本との比較 P.45

2.中国におけるくん蒸の現状把握

サマリー

中国におけるくん蒸の現状把握

- 輸入原木向け中国燻蒸処理施設は計7ヶ所あり、日本産原木を処理するキャパシティを備えていると思われる
- 中国において燻蒸を実現している他国の事例を見ると、当該国の燻蒸処理能力が貧弱、または同生態系、寒帯地区といった条件を満たしている。その他、中国への丸太輸出量が多い事も理由の一つであった可能性がある
 - 中国輸入原木規程によると、輸出国の防除処理能力が中国の定める基準に満たない場合には、輸出国での防除処理を必要としない。また、輸出国と中国の生態系が同様と認められた場合、以下の条件を満たせば輸出国での防除処理を必要としない。
 - 輸出国の予備検査により検疫性有害生物が発見されなかった場合
 - 寒帯地区で冬季(10月から翌年4月)伐採かつ同季内輸出の場合
 - 元々輸出量が多いロシア・アラスカは、国内からの要望も大きかったため、中国での燻蒸処理が認められた可能性がある
- 一方で、日本は、輸出国での防除処理を満たしていないと考えられる

2.中国におけるくん蒸の現状把握

目次

- 下記の4項目にそって進める

検討項目

✓ 日本産丸太を中国で
燻蒸する事は可能か

✓ 中国燻蒸施設の処理
能力は十分か

✓ 日本産丸太は規制緩
和の対称となるか

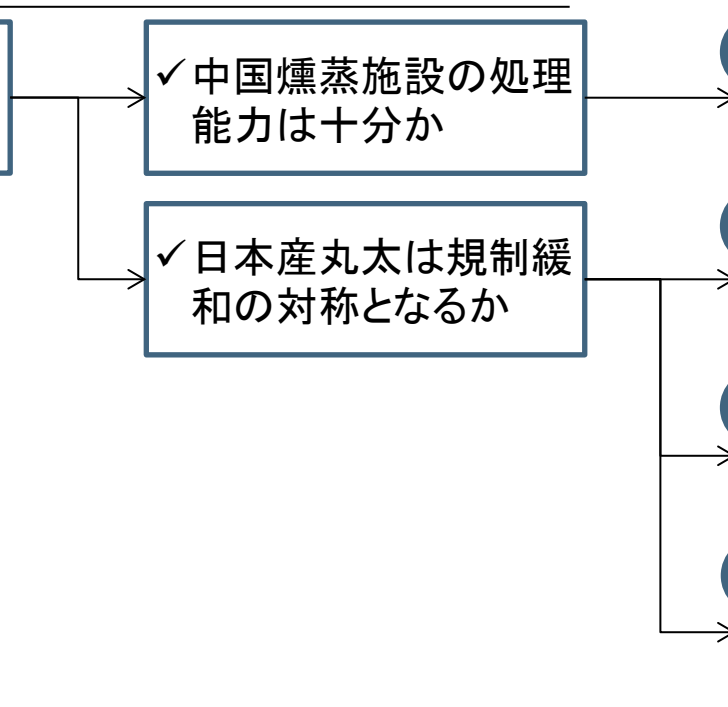
整理・調査項目

1 中国燻蒸施設の
現状把握

2 中国輸入原木
検疫規程の把握

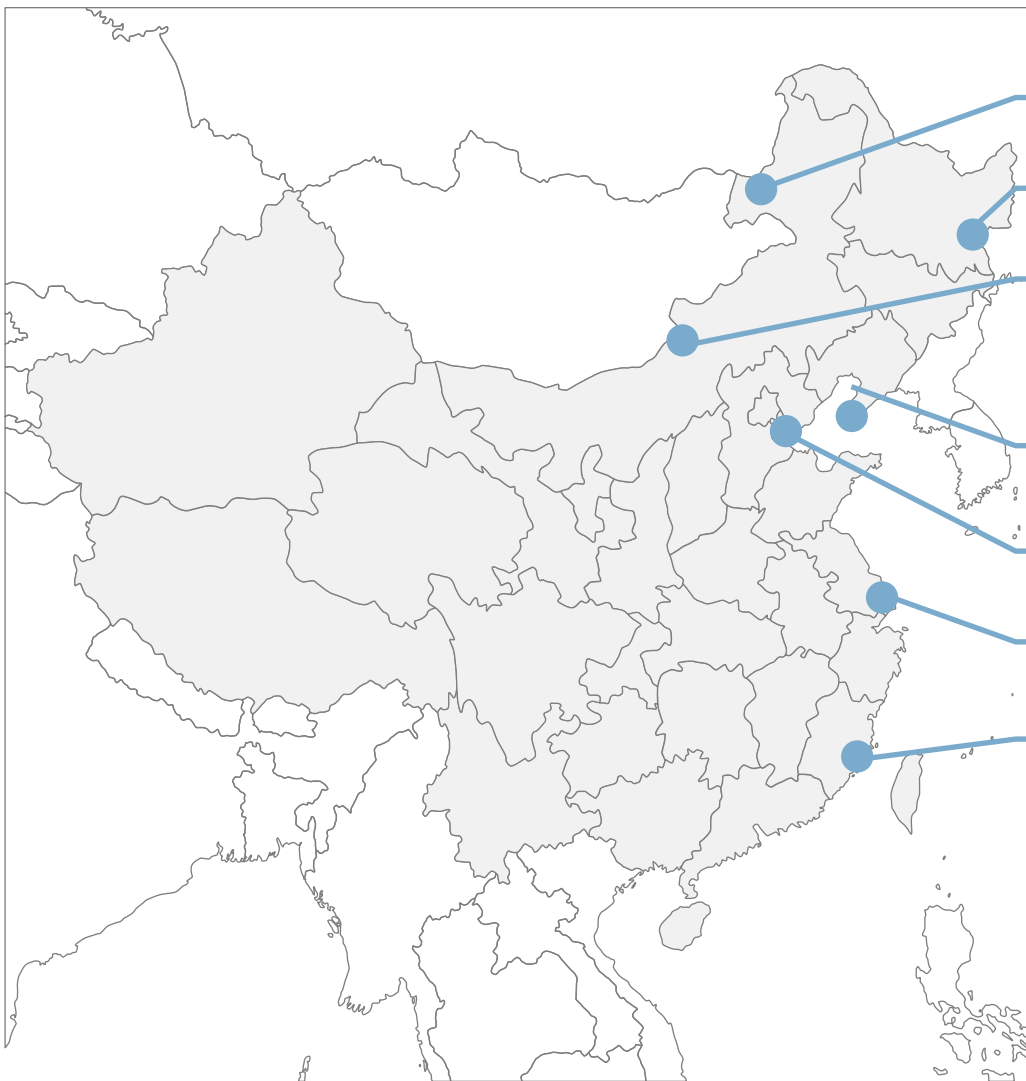
3 諸外国の
先行事例の把握

4 日本との比較



2.中国におけるくん蒸の現状把握:①中国燻蒸施設の現状把握

中国の港のほとんどには燻蒸施設が併設されているが、輸入木材の検疫処理が認められている燻蒸施設は計7つ



輸入木材検査検疫区

満州里

- ✓ ロシア極東地区からの陸上輸入原木に対して設けられた検査検疫区
- ✓ 輸入ロシア産丸太のうち約8割をしめる
- ✓ 防除処理の後、中国国内各地に輸出

ソイフェンホー

エレンホト

輸入木材検疫防除処理区

大連港

- ✓ 対ロシア・カナダ・アフリカからの陸揚げ輸入原木に対して設けられた検疫防除地区
- ✓ まだ建設されたばかりであり実績が少ない

天津港

- ✓ 不明(建設中の可能性あり)

太倉港

- ✓ 対ロシアからの陸揚げ輸入原木に対して設けられた検疫防除地区

莆田港

- ✓ 対ロシア・アラスカからの陸揚げ輸入原木に対して設けられた検疫防除地区
- ✓ 燻蒸費を含めた検疫処理費は12元/m³

- ✓ 輸出入木材を扱う中国の主な木材口岸またはその周辺には、ほとんど燻蒸施設が設けられているが、原木の入国後の検疫処理が認められている燻蒸施設は上記7つのみ
- ✓ うち天津港、大連港、莆田港は日本からの輸入が比較的多い(後段で説明)

2.中国におけるくん蒸の現状把握：①中国燻蒸施設の現状把握

莆田港、太倉港の各輸入木材検疫防除処理区の年間処理能力はそれぞれ300万 m^3 /年、150万 m^3 /年

検疫防除処理区概要

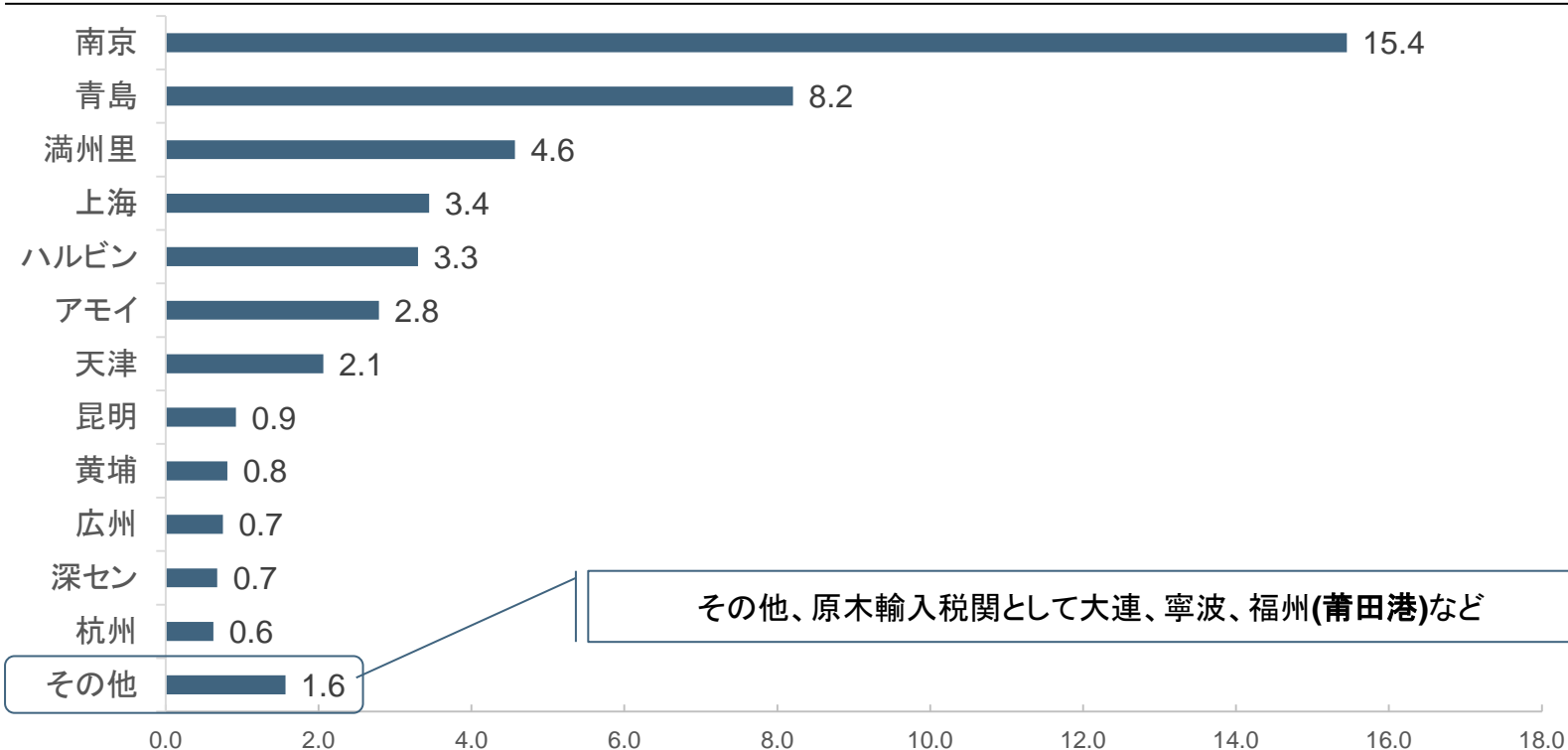
検疫防除処理区	防除処理区設立の経緯	キャパシティ
莆田港	<p>莆田出身の木材事業者が検疫防除施設建設を申請し、設立に至った。沿海地域における検疫施設第一号</p> <p>✓ 木材の加工・販売業に従事している同市の出身者は16万人以上であり、彼らの需要が大きかったことも設立の背景にある。</p> <p>カナダ、ニュージーランド、オーストラリア産原木の入港、防除処理に関して交渉を受けている</p>	<p>原木の年間処理能力は300万m^3</p> <p>✓ 全処理区は12.83万m^2に広がり、燻蒸処理エリア、検疫用原木土場、処理済み原木ストックヤード、樹皮向きエリアに分かれている。</p> <p>✓ うち、燻蒸処理エリアが2.4万m^2、検疫用原木土場が2.5万m^2、処理済み原木用土場が2.8万m^2である。</p>
太倉港	<p>検疫錨地における洗浄燻蒸処理の対応が輸入量の増大に追いつかなかった</p>	<p>原木の年間処理能力は150万m^3</p> <p>✓ 敷地面積42.9万m^2</p> <p>✓ うち燻蒸エリア4.1万m^2、検疫用原木土場4.8万m^2</p>

2.中国におけるくん蒸の現状把握：①中国燻蒸施設の現状把握

輸入木材検疫防除処理区は、日本から輸入した丸太を燻蒸するには十分な燻蒸処理能力をもつと考えられる

- 前項より、莆田港、太倉港の燻蒸処理能力はそれぞれ300万m³/年、150万m³/年
- 2013年における、莆田港、太倉港の港の丸太原木輸入量は最大でも160万m³
- 志布志港の丸太輸出実績(2014年)は約12万m³/年

2013年 中国主要関税別原木輸入量(百万m³)



2.中国におけるくん蒸の現状把握:②中国輸入原木検疫規程の把握

皮付き丸太においても輸入原木規程の基準を満たせば中国での燻蒸処理が認められる

- 皮付き丸太の場合、日本国内での燻蒸処理が求められる
 - 樹皮付き丸太においては日本国内での防除処理が必要
 - 防除処理とは臭化メチル燻蒸処理・熱処理・浸水処理・輸出国植物検疫部門により許可されたその他の有効な防除処理方法を指す
 - 処理方法・基準等は中国当局の定めるものに従う
 - 樹皮の付かない丸太においては日本国内での防除処理は必要としない
 - 樹皮の有無に関する基準は中国当局の定めるものに従う
 - 樹皮の有無に関わらず、植物検疫証明書の発行が不可欠である

- 一方で、該当国内燻蒸処理能力の低さが認められる、または、検疫性有害生物の存在が見込まれない場合、国内において燻蒸処理をしなくてよい
 - 輸出国の防除処理能力が中国の定める基準に満たない場合には、輸出国先での防除処理を必要としない
 - 輸出国と中国の生態系が同様と認められた場合、以下の条件を満たせば輸出国での防除処理を必要としない
 - 輸出国の予備検査により検疫性有害生物が発見されなかった場合
 - 寒帯地区で冬季(10月から翌年4月)伐採かつ同季内輸出の場合

2.中国におけるくん蒸の現状把握：②中国輸入原木検疫規程の把握

ご参考) 輸入原木検疫規程より抜粋

輸入原木検疫規程(国家品質監督検査検疫総局公示2001年第2号公告)

- ① 輸入原木には**輸出国(地区)のオフィシャル検疫部門により発行された植物検疫証書を添付しなければならない**。この証書は、中国が中止する検疫性有害生物または双方植物検疫協定に指定された有害生物および土壌が付着していないことを証明する。
- ② **樹皮付きの輸入原木は、輸出国(地区)において有効な防除処理を行い**、植物検疫証書に防除処理方法、使用薬剤、薬剤用量、処理時間および温度を明記する必要がある。**樹皮の無い輸入原木では、植物検疫証書に明言する必要がある**。
- ③ 植物検疫証書を有していない輸入原木および防除処理が施されていない樹皮付きの輸入原木の入国を許可しない。**出入国検査検疫機構は輸入原木の検疫を行い**、検疫性有害生物が発見された場合、輸入業者に防除処理を行うことを監督し、輸入業者はその処理費用を負担する。防除処理ができない場合には、輸出側に送還する。
…(後略)

輸入原木検疫規程(国家品質監督検査検疫総局公示2001年第2号公告)の施行に関する通知

- ① **樹皮が付いていない輸入原木に対しては、国境外での防除処理を課さないこととする**。ただし、輸出国の政府系検疫部門により発行の植物検疫証明書を有さなければならない。…(後略)
- ② 樹皮付きの輸入原木については、**輸出国の植物検疫機関が不備又は除害処理がわが国の規定に達することができない場合**には、原木の輸入量が比較的大きな輸入港を有する地区の指定エリアに、所在地の輸出入検査検疫機関が国家品質監督検査検疫総局に申請し、許可を得て「木材加工区」或いは「木材検査検疫区」を設立することができる。…(後略)
- ③ **周辺国の同じ生態系からの原木に対し**、国家質検総局は、輸出国検疫部門により提供された原木有害生物のリストを踏まえ、状況によって国外の疫情調査および予備検査を実施することが可能であり、公告の規定に従い、以下の措置を講じることができる。
 1. **国外での予備検査により検疫性有害生物が発見されなかった原木に対しては、入国許可を下す**。ただし、国外での予備検査を受けた原木の検査は、入国検査検疫の結果に従う。
 2. **寒帯地区で冬季(10月から翌年4月)伐採かつ同季内で輸入された原木は、入国地の検査検疫に合格した後**、国内への運搬を許可する。入国後、検疫性有害生物が発見された原木を「木材加工区」又は「木材検査検疫区」に搬入して初期加工、二次加工或いは除害処理を受けなければならない。
…(後略)

2.中国におけるくん蒸の現状把握:③諸外国の先行事例の把握:アラスカ

例えば、アラスカでは規制緩和における各条件の他、中国国内の需要の後押しもあり、中国における燻蒸を実現している

- 規制緩和における条件を満たしていたため、中国での燻蒸を許可された。また、現地木材事業者から中国政府への要請が行われたことも、規制緩和の一因となった可能性がある。
 - 寒冷地帯であり、低い気温の下での防除効果が薄い。また、原木の検疫防除施設が整備されていない
 - 莆田出身の木材業者からの福建省、中央政府の税関、検疫、林業関係当局への要請も一因となり、莆田港の秀嶼港区における輸入木材検疫防除処理区の設置が許可された(中国での燻蒸処理が認められた)可能性がある
 - 莆田出身の木材業者の主な原木の仕入先はロシア・アラスカ
 - ロシア・アラスカの防除施設が貧弱であったため、莆田港への荷降ろしの前に、購入した原木を日本・韓国等において燻蒸処理する必要があり、大幅なコスト上昇要因であった

- アラスカ原木輸入においては輸出前の厳密な検査、不備が生じた際の対応の徹底が求められている
 - 中国への輸出に先駆けて、アラスカ産原木はアメリカ動植物衛生検査局(APHIS)によって、原木の表面に生きた害虫が潜んでいないかを確実にするための適切な処置が取られる。
 - 検査に合格した場合、APHISによって植物衛生証明書が発行され、莆田港に輸出される
 - 出入国検査検疫局(CIQ)は、中国の莆田港に入港次第、アラスカ産原木の検疫業務を行う。もし、原木に害虫が検出されれば、AQSIQ は APHIS に通達する。APHIS は調査を行い、その結果を中国国家品質監督検査検疫総局(AQSIQ) に提供する。APHIS は、将来的に同様の問題が再発しないように検疫検査を強化する。また、原木に害虫、小枝、葉、または土など複数が検出されれば AQSIQ はアラスカ産原木の輸入を一時停止することができる。米国が方策を改善するまで入港は許可されない。

2.中国におけるくん蒸の現状把握:④日本との比較

日本は規制緩和の条件に合致していない

また、中国への丸太輸出量も諸外国と比較すると少ない

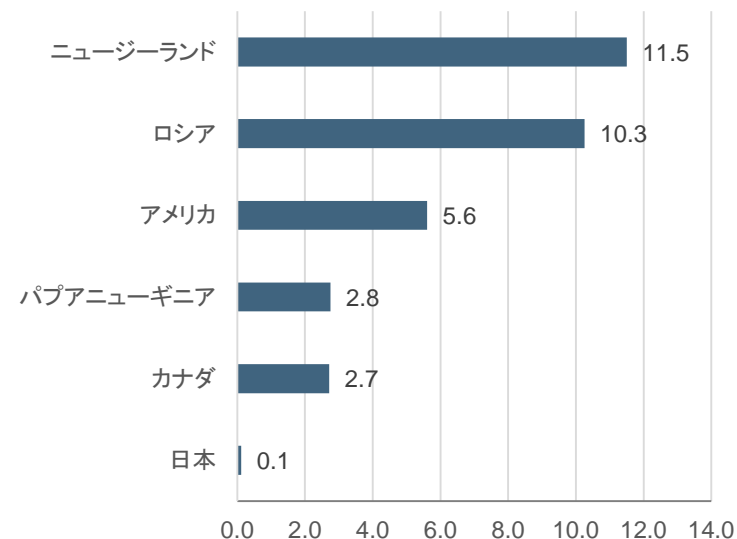
- アラスカ・ロシアは中国の定める緩和措置に一部合致しており、かつ、中国への輸出量も比較的多い
 - 輸出量の有無が規制緩和においてどの程度の効果を有するかは不明
- 一方で、日本は緩和措置に合致する項目が見受けられず、また、まだ輸出量も相対的に少ない
 - 日本産丸太は他国に比べ品質の高さが評価されているものの、輸出量自体は少ない

輸入原木検疫規程緩和条件比較

	日本	アラスカ	ロシア
燻蒸処理能力	少なくともアラスカの燻蒸を受託していた程度には燻蒸処理能力がある	低い気温の下での防除効果が薄い原木の検疫防除施設が未整備	不明
同一大陸	×	×	○
気候	温暖気候	亜寒帯気候	亜寒帯気候

他国のように規制緩和項目に合致していない

中国への木材輸出量比較 (2013年 単位:百万m³) ※



他国と比較するとまだ輸出量が少ない